

EU 新加盟国の経済状況

桜井 錠治郎

1. はじめに
2. 第5次拡大の経緯
3. 新加盟国の経済状況
 - (1) 経済水準
 - (2) 経済成長率
 - (3) インフレ率
 - (4) 通貨制度
 - (5) 財政の健全度
 - (6) 金利水準
4. むすび

1. はじめに

2002年12月のコペンハーゲン EU 首脳会議で、中東欧・地中海地域10カ国の EU 加盟を2004年5月に実現することが決定された。2002年は、1月にユーロの現金流通が始まり、ユーロがこれまでの帳簿上の通貨から現実の通貨として姿を現した年でもある。ユーロに始まり拡大で終わった2002年は、欧州統合の2つの基本理念である「深化」(Deepning)と「拡大」(Enlargement)が大きく実を結んだ年であり、欧州統合の歴史の中でも記念すべき年となった。

コペンハーゲン EU 首脳会議で2004年の EU 加盟が認められた国々は、中東欧の8カ国(ポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー、スロベニア、リトアニア、ラトビア、エストニア¹⁾)と地中海の2カ国(マルタ、キプロス)の合計10カ国である。EU 加盟申請国の中で2004年の加盟が認められなかった国は、EU 加盟基準を満たしていないと判断されたルーマニア、ブルガリアの2カ国と加盟交渉そのものが始まっていないトルコの3カ国であった。ルーマニアとブルガリアは2007年の EU 加盟が予定されている。

EU 新規加盟国にとって、加盟後の最大の課題の一つは通貨統合へ参加することである。しかし新規

加盟国は自動的に通貨統合に参加できるわけではない。通貨統合に参加するためにはマーストリヒト条約で規定された通貨統合参加条件を達成しなければならない。参加条件を満たし、ユーロ圏との経済取れんが実現されたと判定されて、初めて通貨統合への参加が認められる。通貨統合に参加しユーロ圏の構成員となって、初めて真の意味で EU 加盟が完成するといえる。しかし永年にわたり社会主義経済体制下であり市場経済の歴史の浅い中東欧諸国が、通貨統合参加条件を満たすことは容易ではないであろう。

本論文では、まず第5次拡大の経緯を概観する。続いて中東欧・地中海12カ国の経済を、規模、成長率などさまざまな観点から分析し、各国の経済が現状どのような水準にあるかを見る。最後に、EU 新加盟国の通貨統合への参加を展望したい。

2. 第5次拡大の経緯

現在までに EU への加盟申請を行った国は表1にある14カ国である。スイスはその後、加盟申請を凍結したので、加盟申請国は現在13カ国になっている。この内、2004年5月の EU 加盟が認められたのは、ルーマニア、ブルガリア、トルコの3カ国を除く10カ国である。

1956年に締結された欧州統合の基本条約であるローマ条約は、「欧州のすべての国は EC の加盟国となることができる」(第237条)と規定し、また1992年に締結された EMU (経済通貨同盟)の基本条約であるマーストリヒト条約も、「欧州のすべての国は EU の加盟国になるよう申請できる」(マーストリヒト条約^オ条)と定め、欧州のすべての国に EU への門戸を開放している。しかし EU への加盟が無条件ということでは勿論ない。加盟に際しては加盟基準

表1 EU加盟申請国

	申請日	EU加盟の見通し
トルコ	1987.4	2004年末に民主改革、人権擁護の状況を点検し、加盟交渉開始時期を決定
キプロス	1990.5	2004年5月 EU加盟予定
マルタ	1990.7	2004年5月 EU加盟予定
スイス	1992.5	1992年EU加盟申請を凍結
ハンガリー	1994.3	2004年5月 EU加盟予定
ポーランド	1994.4	2004年5月 EU加盟予定
ルーマニア	1995.6	2007年 EU加盟を目標
スロバキア	1995.6	2004年5月 EU加盟予定
ラトビア	1995.10	2004年5月 EU加盟予定
エストニア	1995.11	2004年5月 EU加盟予定
リトアニア	1995.12	2004年5月 EU加盟予定
ブルガリア	1995.12	2007年 EU加盟を目標
チェコ	1996.1	2004年5月 EU加盟予定
スロベニア	1996.6	2004年5月 EU加盟予定

(出所) 欧州委員会

を満たしているかどうか厳しく審査される。

EUへの加盟については、1993年のコペンハーゲンEU首脳会議で、3項目の加盟基準（コペンハーゲン・クライテリア）が決定され、さらに97年7月に発表された欧州委員会の報告書「アジェンダ2000」で、コペンハーゲン・クライテリアを具体化した加盟基準が示された²⁾。また97年10月に締結されたアムステルダム条約（新欧州連合条約）の第F条で、「欧州連合は自由、民主主義、人権および基本的権利の尊重、法の支配を基本原則とする」と規定され、続いて第O条で、「F条で規定された原則を尊重する欧州のすべての国がEUへの加盟を申請することができる」と規定され、EUへの加盟には加盟基準の充足が前提となることが明示された。

1993年6月のコペンハーゲンEU首脳会議で決定された3項目の加盟基準（コペンハーゲン・クライテリア）とは、以下の政治、経済、義務履行能力の3項目から成る基準である。

(1) 政治的基準

申請国が民主主義、法の支配、人権および少数民族の尊重と保護を保証する安定した諸制度を有すること。

(2) 経済的基準

機能している市場経済が存在していること、

また申請国がEU内での競争と市場経済に対応できる能力を備えていること。

(3) 能力的基準

申請国がEU加盟国としての義務を履行する能力を有していること。また申請国がEUの政治統合、経済通貨統合の目的を支持していること。

1993年のコペンハーゲン・クライテリアは、もともと東西冷戦の終結に伴う中東欧諸国のEU加盟を想定して設定された基準である。永年にわたり社会主義体制に属していた中東欧諸国は、EU加盟国とは社会的、経済的に異質の部分依然多く残している。社会的には民主主義の定着が未成熟であり、経済的には市場経済の発展が不十分で、EU加盟国と大きな経済格差が存在する。EUのルールとも言うべきアキ・コミユノテール (acquis communautaire : EUの法令、条約の総体) への適合能力も不明である。要するに3項目から成るコペンハーゲン・クライテリアが中東欧諸国に求めていることは、3つの基準を充足することによって、政治的にも経済的にもEU加盟国と同質の国になることなのである。

加盟申請国は能力的基準に示されているように、EU加盟後、EU法の集積であるアキ・コミユノテールの受容とそれに基づいて実施されているEUの諸

政策を履行する義務を負う。欧州委員会は、申請国が義務履行能力を備えているかどうかを審査するため、1998年以降、モノ、人、サービスの自由移動を初め、会社法、競争政策、環境政策、経済通貨同盟(EMU)、農業など政策分野を31項目に分け、個々の分野について加盟申請国と交渉を行ってきた。Aグループ(キプロス、エストニア、ハンガリー、スロベニア、チェコ、ポーランド)とは1998年3月31日から、Bグループ(マルタ、スロバキア、ラトビア、リトアニア、ブルガリア、ルーマニア)とは2000年2月15日から、それぞれ交渉が続けられてきた。Aグループは、欧州委員会の報告書「アジェンダ2000」で加盟基準の達成度が比較的高いと評価された国々であり、Bグループは低いと評価された国々である。

当初は加盟基準を達成した国から順次EUへの加盟を認める、いわゆるレガッタ方式が採用される予定であった。しかし1999年のユーゴスラビア、コソボ紛争を契機に、欧州の安定のためにはバルカン諸国を含む中東欧の早期EU加盟が必要であるという政治的判断から、2001年12月のラーケン宣言で、Aグループ、Bグループとも2002年末までに交渉を決着させ、一括してEUへの加盟を認めるビッグバン方式による加盟が合意された。これを受けて2002年12月のコペンハーゲンEU首脳会議で、加盟基準の達成が遅れているブルガリアとルーマニアを除く10カ国について、2004年5月のEU一括加盟が認められたものである。これら新加盟10カ国では、2003年3月から9月にかけて順次国民投票が実施され、EU加盟が最終的に確定する。なおブルガリアとルーマニアは2007年のEU加盟が目標とされている。

トルコについては、2004年末に民主改革や人権擁護の状況を評価し、その結果により加盟交渉開始の時期を決定することとされている。トルコは1987年4月に加盟申請を行った最も古い申請国である。すでに1963年9月、当時のEECと将来の加盟を前提とした連合協定を締結しており、また1995年12月にはEUと関税同盟を結んでいる。回教国であり、欧州に属する国かどうか必ずしも明確でないトルコがEU加盟申請国として認められてきたのは、ひとえに、黒海の出入口であるボスポラス・ダーダネルス

海峡を占めるトルコの地政学上の戦略的重要性にあったと考えられる。

しかし冷戦の終結によりトルコの戦略的重要性が低下したのに加えて、経済水準がEUの中でも最も貧しいポルトガルの約3分の1と極めて低いことや回教国でキリスト教を文化基盤とするEU諸国とは異質であること、またクルド人に対する人権問題を抱えていることなどから、EU内部でもトルコのEU加盟については反対論が根強い³⁾。1997年7月に発表された欧州委員会の報告書「アジェンダ2000」でも、トルコだけが加盟交渉対象国から除外された。しかし対イラク攻撃の足場としてトルコの協力を必要とするアメリカ、イギリスはトルコのEU加盟を強く支持し、両国の後押しを受けて、2002年12月のコペンハーゲンEU首脳会議は、2004年末にトルコの民主化、人権擁護の進展状況を評価した上で加盟交渉時期を決定することで合意したものである。これによりトルコは、加盟申請国から加盟交渉国へと格上げされた。

表2に見るように、今回の中東欧・地中海10カ国のEU加盟は「第5次拡大⁴⁾」に相当する。1957年のEEC(欧州経済共同体)設立に参加した独、仏など原加盟国6カ国から、5次の拡大を経て、EU加盟国は25カ国に膨れ上がる。この後、2007年頃には今回加盟が見送られたルーマニアとブルガリアの加盟が、さらにその後、トルコの加盟が予想される。スイスの加盟も可能性として残っている。また遠い将来には、残るバルカン諸国(ユーゴスラビア、クロアチア、マケドニア、モンテネグロ)の加盟もあり得よう。これらの諸国を含めるとEU加盟国は、最終的に30カ国以上に拡大する可能性がある。

3. 新加盟国の経済状況

新加盟国は、EUへの加盟と同時に「基準未充足国(countries with a derogation)」のステータスで経済通貨同盟(EMU: Economic and Monetary Union)の構成員となる。さらにその後、マーストリヒト条約で規定された物価、財政、長期金利、通貨の4項目から成る通貨統合参加基準を充足し、ユーロ圏との

表2 EU 拡大の歴史

	国 名	加盟日
原加盟国	ドイツ、フランス、イタリア、ベネルックス3国	1957年3月
第1次拡大	イギリス、デンマーク、アイルランド、ノルウェー	1973年1月
第2次拡大	ギリシャ	1981年1月
第3次拡大	ポルトガル、スペイン	1986年1月
第4次拡大	オーストリア、スウェーデン、フィンランド、ノルウェー	1995年1月
第5次拡大	ポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー、スロベニア リトアニア、ラトビア、エストニア、マルタ、キプロス	2004年5月予定

(注) ノルウェーは1973年と1995年に加盟が承認されたが、いずれも国民投票で加盟が否決された
(出所) 欧州委員会

持続的な経済取れんが達成されたと判定された段階で、新加盟国は基準充足国として通貨統合への参加が認められ、中央銀行は「ユーロシステム」のメンバーとなる。ユーロシステム (Eurosystem) とは、単一通貨ユーロを共通通貨とし、単一金融政策が実施され、統一的な決済システムや規則、統計で結ばれたシステムである。2003年3月現在、EU加盟15カ国のうち、イギリス、デンマーク、スウェーデンの3カ国を除く12カ国が通貨統合に参加し、ユーロシステムのメンバーを構成している。今回EUに加盟する中東欧・地中海10カ国も、加盟後はユーロシステムへの参加を目指すことになるが、ユーロシステムに参加するためにはマーストリヒト条約で規定された通貨統合参加基準を達成し、ユーロ圏との経済取れんを実現することが求められる⁵⁾。

今回EU加盟が認められた中東欧・地中海10カ国は、現状どの程度の経済水準にあるのだろうか、以下にこれら諸国の経済状況を見てみよう。

(1) 経済水準

表3に示されているように、新加盟国12カ国の人口は106百万人と1億人を越え、ユーロ圏人口の35%に相当する。また12カ国の面積はユーロ圏面積の44%に相当する。いずれもかなり大きな比率である。しかし12カ国合計の名目GDPを見ると、ユーロ圏の僅か7%で、1割にも満たない低い数値である。中東欧・地中海諸国の経済規模は、ユーロ圏に比べ、いかに小さいかが知られよう。個別に見ても、ユー

ロ圏で最も貧しいポルトガル、ギリシャのGDPを越えるのはポーランドのみで、その他の国々はポルトガル、ギリシャの数値を大幅に下回っている。表3にあるポルトガル、ギリシャのGDPは、(注)に示されているように、これら2カ国がECに加盟した当時のGDP (ポルトガルは1986年、ギリシャは1981年) である。従って今回の中東欧・地中海諸国のEU加盟は、ギリシャやポルトガルの加盟に比べて、さらに大きな経済格差の下で行われることになる。

一方、物価水準を折り込んだ購買力平価ベースによる1人当たりのGDPを見ると、中東欧・地中海12カ国の平均は2001年でユーロ圏の39%に過ぎず、名目GDPの比率よりは高いものの、依然低い水準にあることには変わりがない。個別に見ても、ユーロ圏で最も貧しいポルトガル、ギリシャでさえ、2001年度で、ユーロ圏平均の70%に達しているのに対し、中東欧・地中海12カ国のうち、この水準に達しているのは、わずかキプロス(88%)とスロベニア(70%)の2カ国のみで、ユーロ圏平均の50%にも満たない国が12カ国中7カ国にも昇っている。

表3でもう一つ注目されるのは、1人当たりGDPの1995年と2001年の比較である。エストニアやマルタ、ハンガリーなどユーロ圏との格差を大きく縮小した国がある反面、チェコやポーランドなどのようにほとんど横ばいの国も多く、あるいはルーマニアのようにユーロ圏との格差が逆に拡大した国もあり、12カ国全体としてはユーロ圏との格差はほとんど縮小されていない。ユーロ圏の経済後進国であるギリ

表3 12カ国の基礎データ (2001年)

	人口 (百万)	面積 (1000km)	名目 GDP (10億ユーロ)	一人当たり GDP (ユーロ)	一人当たり GDP	一人当たり GDP
					(対ユーロ圏) 1995	(対ユーロ圏) 2001
キプロス	0.6	9	10	20,028	83%	88%
マルタ	0.4	0.0	4	13,372	49%	58%
リトアニア	3.7	65	13	7,517	27%	32%
ラトビア	2.4	65	8	7,021	24%	30%
エストニア	1.4	45	6	9,406	30%	40%
ポーランド	38.6	323	197	8,905	36%	38%
チェコ	10.3	79	63	14,016	62%	60%
ハンガリー	10.0	93	57	12,208	45%	53%
スロバキア	5.4	49	22	10,995	46%	47%
スロベニア	2.0	20	21	16,240	64%	70%
ルーマニア	22.4	238	44	6,050	32%	26%
ブルガリア	8.5	111	15	6,087	25%	26%
12カ国全体 (対ユーロ圏)	105.6 (35%)	1,097 (44%)	461 (7%)	9,126 (39%)	38%	39%
ギリシャ	10.6	132	130	16,432	62%	71%
ポルトガル	10.4	92	123	16,622	57%	72%
スペイン	40.0	506	650	19,964	70%	86%
ユーロ圏全体	303.0	2,508	6,811	23,227	100%	100%

(注) 1. 一人当たり GDP は購買力平価ベース

2. ギリシャ、ポルトガル、スペインは EC 加盟当時の計数、すなわちギリシャは 1981 年、スペイン、ポルトガルは 1986 年

3. 加盟申請国全体の一人当たり GDP の計数は 12カ国の加重平均

(出所) ECB

シャ、ポルトガル、スペインが、いずれも 1 人当たり GDP でユーロ圏との格差を大幅に縮小しているのと対照的である。こうした事実は、永年、社会主義経済の下にあった中東欧諸国が、ユーロ圏との経済格差を縮小することは容易でないことを示している。

(2) 経済成長率

表 4 に見るように、市場経済移行当初の 1991 年から 93 年までは、中東欧諸国のほとんどの国で経済成長率はマイナスであったが、EU を初めとする西側先進国のさまざまな経済支援 (PHARE プログラム⁶⁾ や EU との連合協定、2 国間の通商経済協力など) によって市場経済への転換が進んだ結果、1994 年以降、中東欧諸国の経済成長率は基調的にプラスに転じている。1998 年のロシア危機の影響を受けた 98 年、99 年を除いて、中東欧・地中海 12カ国の平均成長率は、各年ともユーロ圏の平均成長率を上回っており、

1995 年から 2001 年までの 6 年間の平均で見ると、これら 12カ国の平均経済成長率は 3.5% と EU の平均経済成長率 2.4% を 1% 近く上回っている。

国別に見ると、もともと資本主義国で市場経済の下にあったキプロスやマルタは順調な経済成長を示しているのに対し、中東欧諸国は、国営企業の民営化や価格の自由化、私有財産権の保証などの市場経済改革の進展度により経済成長率に差が見られる。市場経済改革が進んだリトアニア、ラトビア、エストニアのバルト 3 国やポーランド、スロバキア、スロベニア、ハンガリーなどは順調な経済成長率を示したのに対して、市場経済改革が遅れたルーマニアやブルガリアまた国内経済不振や 98 年のロシア危機の影響を受けたチェコなどは、96 年から 99 年にかけて再びマイナス成長に陥るなど不安定な経済推移を示している。

表4 経済成長率の推移

(単位 %)

	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
キプロス					6.1	1.9	2.4	5.0	4.5	5.1	3.7
マルタ					6.2	4.0	4.9	3.4	4.1	5.2	-1.0
リトアニア	-13.4	-37.7	-17.1	-11.3	3.3	4.7	7.3	5.1	-3.9	3.8	5.9
ラトビア	-10.4	-34.9	-14.9	0.6	-0.8	3.3	8.6	3.9	1.1	6.8	7.6
エストニア	-7.9	-14.2	-8.5	-1.8	4.6	4.0	10.4	5.0	-0.7	6.9	5.4
ポーランド	-7.0	2.6	3.8	5.2	7.6	6.0	6.8	4.8	4.1	4.0	1.1
チェコ	-11.5	-3.3	0.6	3.2	5.9	4.3	-0.8	-1.2	-0.4	2.9	3.6
ハンガリー	-11.9	-3.1	-0.6	2.9	1.5	1.3	4.6	4.9	4.2	5.2	4.6
スロバキア	-14.6	-6.5	-3.7	4.9	6.7	6.2	6.2	4.1	1.9	2.2	3.3
スロベニア	-8.9	-5.5	2.8	5.3	4.1	3.5	4.6	3.8	5.2	4.6	3.0
ルーマニア	-12.9	-8.7	1.5	3.9	7.1	3.9	-6.1	-4.8	-1.2	1.8	5.3
ブルガリア	-11.7	-7.3	-1.5	1.8	2.9	-10.1	-7.0	3.5	2.4	5.8	4.2
12カ国平均					5.6	3.9	3.2	2.7	2.5	3.9	3.0
ユーロ圏平均	3.4	0.9	-0.5	2.9	2.2	1.4	2.3	2.9	2.7	3.5	1.5

(注) 12カ国平均は1995年GDPによる加重平均値
(出所) ECB, EBRD

(3) インフレ率

欧州中央銀行 (ECB) の目的が物価の安定の維持とされていることから分かるように、インフレ率の低下と取れんは、中東欧・地中海諸国が通貨統合に参加するための鍵となる条件である。表5の中東欧・地中海12カ国のインフレ率を見ると、これまで自由主義経済の下で市場経済を採ってきたマルタ、キプロスの地中海2カ国は、当初より比較的落ち着いたインフレ率で推移し、ユーロ圏とのインフレ格差も小さい。これに対し、社会主義経済下にあった中東欧諸国は、市場経済への移行当初の90年から96年頃までは殆どの国で2桁台かそれ以上の高いインフレ率を記録した。これは、市場経済への移行に伴い、社会主義経済の下で人為的に維持されてきた補助金などによる低価格政策が廃止され、価格の自由化が行われたためであった。しかしこうした高いインフレ率も、強力な金融引締政策の実施により97年頃から次第に沈静化し、2001年にはルーマニアを除くすべての国で、インフレ率は1桁台へと低下した。またインフレ率の低下に伴って、12カ国の間でインフレ格差が縮小し、全体としてインフレ率が取れんされてきたことも特色としてあげられる。グラフ1は、インフレ率の高いグループ6カ国と低いグループ6カ国および12カ国全体の平均インフレ率の推移

を示している。グラフに見るように、97年当時、インフレ率の高いグループと低いグループの間に存在していた40%を越える大きなインフレ格差は、98年以降次第に縮小し、2002年には10%以下に取れんしている。ただインフレ率が低下したと言っても、12カ国平均のインフレ率は、2001年で9.1%、1999年から2001までの3年間の平均で10.7%と、ユーロ圏のそれぞれ2.5%、2.0%に比べ依然相当に高い水準にあることが見逃されてはならない。

中東欧諸国のインフレ率が高い原因として、価格自由化や規制緩和の進行、過去の実績に基づく賃金の引き上げ、インフレ予測、拡張的な金融財政政策など、さまざまな要因が指摘されている。さらにこれらの要因に加えて、貿易財部門と非貿易財部門の生産性の伸びに格差がある場合に、生産性の低い非貿易財部門から生産性の高い貿易財部門へ労働が移動する結果、非貿易財部門の賃金と価格が上昇してしまうというバラッサ-サミュエルソン効果 (the Ballassa-Samuelson effect) も指摘されている⁷⁾。

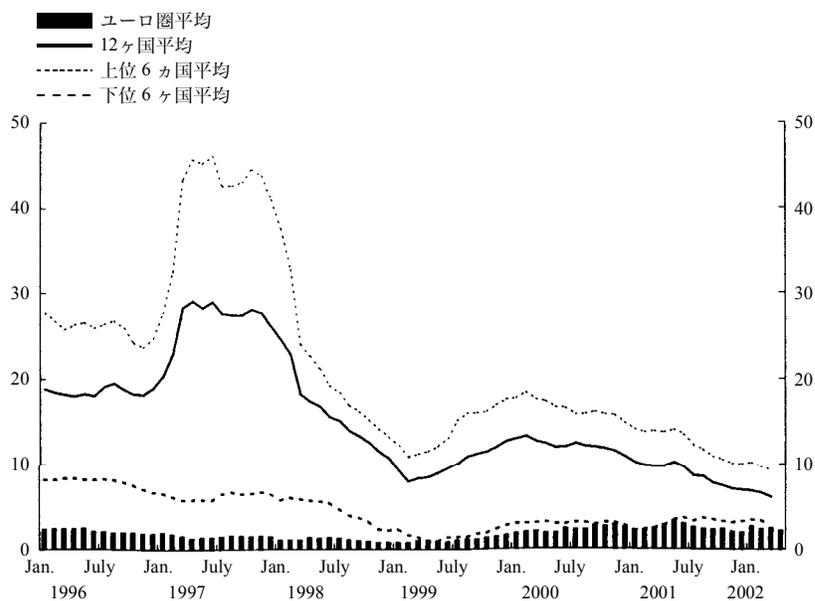
表5 12カ国のインフレ率推移

(単位 %)

	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	99～01平均
リトアニア	39.7	24.6	8.9	5.1	0.8	1.0	1.2	1.0
マルタ	4.0	2.5	3.1	2.4	2.1	2.4	2.9	2.4
ラトビア	25.0	17.6	8.4	4.7	2.4	2.7	2.5	2.5
キプロス	2.6	3.0	3.6	2.2	1.6	4.1	2.0	2.6
チェコ	9.2	8.8	8.5	10.6	2.1	3.9	4.7	3.6
エストニア	28.8	23.1	10.6	8.2	3.3	4.0	5.7	4.3
ブルガリア	62.1	121.6	1058.4	18.7	2.6	10.3	7.4	6.8
ポーランド	28.1	19.1	15.1	11.7	7.3	10.1	5.5	7.6
スロベニア	12.6	9.7	9.1	8.6	6.6	10.8	9.4	8.9
ハンガリー	28.3	23.4	18.3	14.2	10.0	9.8	9.2	9.7
スロバキア	9.9	5.8	6.1	6.7	10.6	12.0	7.3	10.0
ルーマニア	32.2	38.8	154.8	59.1	45.8	45.7	34.5	42.0
12カ国平均	24.3	22.7	68.5	16.1	10.5	12.5	9.1	10.7
ユーロ圏平均	2.4	2.2	1.6	1.1	1.1	2.3	2.5	2.0

(注) 12カ国平均は1995年GDPによる加重平均
(出所) ECB

グラフ1 グループ別のインフレ率推移



(出所) ECB

(4) 通貨制度

中東欧・地中海12カ国の通貨制度は、表6に示されているように、現状、カレンシーボード制から自由変動相場制に至るまで多様な通貨制度に分かれている。これを整理すると以下の5つのグループに分けられる。

(1) カレンシーボード制

ブルガリア、エストニア、リトアニア

(2) 固定相場制

ラトビア、マルタ

(3) ERM II⁸⁾

キプロス、ハンガリー

(4) 管理変動相場制

ルーマニア、スロバキア、スロベニア

(5) 自由変動相場制

チェコ、ポーランド

12カ国の通貨制度は上記のように5つのグループに分けられるが、これらの通貨制度に共通した特徴の一つとしてあげられるのは、いずれも単一通貨ユーロが基軸通貨としての役割を果たしていることである。

キプロス、ハンガリーが採用しているERM IIは、変動幅上下15%でユーロに連動する通貨制度であり、ブルガリア、エストニア、リトアニアの3カ国が採用しているカレンシーボードは、いずれもユーロを準備通貨とするカレンシーボードである。特にリトアニアは、2002年に準備通貨を米ドルからユーロに変更したことが注目される。管理変動相場制を採用している国でも、スロベニアでは参考通貨としてユーロが用いられているし、ルーマニアではドルとユーロから構成される通貨バスケットが用いられている。また固定相場制を採用している国では、ラトビアはSDRに、マルタは通貨バスケットに、それぞれ自国通貨をペッグしているが、SDRにおけるユーロのウエイトは現行31%（英ポンドがユーロ圏に参加すれば43%）と高く、またマルタの通貨バスケットはユーロ、米ドル、英ポンドから構成されている。このように見ると、これらの諸国の通貨制度では、いずれもユーロが基軸通貨としての役割を果たしていることが知られる。

一方自由変動相場制を採っているチェコとポーランドでは、表6にあるように、両国とも2~4%のインフレターゲットを設定している。両国の対EU貿易シェアは6割に達していることから考えると、インフレターゲットを達成するためには自国通貨とユーロとの安定的な為替相場の維持が不可欠である。したがって両国とも、直接的には自国通貨をユーロに結びつける通貨制度は採用していないものの、やはりユーロを基軸通貨とした金融経済政策を採らざるを得ないと考えられる。

中東欧・地中海12カ国では現状さまざまな通貨制度が採られているが、上に見たように、いずれの国も、直接的、間接的に自国通貨を単一通貨ユーロに結びつけた通貨制度を採用しており、この意味で中

東欧・地中海12カ国は、事実上、すでにユーロ圏に属していると言っても過言ではない状況にある。

12カ国はEU加盟後、通貨統合に参加し単一通貨ユーロの導入を目指すことになるが、通貨統合へ参加するためには、参加に先立つ最低2年間、ユーロを基準通貨とした固定相場制であるERM IIに参加することが条件とされている⁹⁾。表6に見るように、すでにハンガリーとキプロスは自主的にERM IIを導入している。

(5) 財政の健全度

マーストリヒト条約は通貨統合参加条件の一つに、「政府債務残高がGDP対比60%以内であること」と規定している。中東欧・地中海12カ国の政府債務残高は現状どのような水準にあるのだろうか。表7に12カ国の国債の対GDP比が示されている。これによると、最も高いブルガリアでも49%で、すべての国が60%を下回っており、マーストリヒト条約が規定する基準をいずれもクリアする結果となっている。現状12カ国の財政健全度は比較的高いと考えていいであろう。

中東欧・地中海諸国の債券市場の特徴として、市場規模が小さいこと、国債の占めるウエイトが大きいことがあげられる。これは民間の大企業がまだ十分に育っていない結果である。債券残高から見て最も市場規模が大きいのはポーランド（475億ユーロ）であるが、それでもEU加盟15カ国中14位に過ぎない。ポーランドより下位のEU加盟国は、ギリシャ（159億ユーロ）とアイルランド（218億ユーロ）のみである¹⁰⁾。また国債の発行通貨別シェアで示されているように、いずれの国もユーロ建外債のウエイトが高く、ここでも中東欧・地中海諸国では、すでにユーロが基軸通貨の役割を果たしていることが裏づけられている。

(6) 金利水準

金利水準も経済取れんの主要な項目である。マーストリヒト条約では、通貨統合参加基準の一つとして、「長期金利がEU加盟国中、インフル率の最も低い3カ国の平均値を2%以上上回っていないこと」

表6 12カ国の通貨制度

	通貨名	通貨制度	特徴
ブルガリア	レフ (lev)	ユーロに対する カレンシーボード制	1997年導入
エストニア	クローン (kroon)	ユーロに対する カレンシーボード制	1992年導入
リトアニア	リタス (litas)	ユーロに対する カレンシーボード制	1994年導入、2002年に対象通貨を米ドル からユーロへ変更
ラトビア	ラット (lats)	SDRへの固定相場制	為替変動幅 上下1%
マルタ	リラ (lira)	通貨バスケットへの 固定相場制	バスケット構成通貨はユーロ、米ドル、 英ポンド 為替変動幅 上下1%
キプロス	ポンド (pound)	ERM II	為替変動幅 上下15%
ハンガリー	フォrint (forint)	ERM II	為替変動幅 上下15% 2003年末まで インフレターゲット2.5~4.5%を設定
ルーマニア	レイ (leu)	管理変動相場制	非公式に通貨バスケット (ユーロ、ドル) を参考通貨に使用
スロバキア	コルナ (koruna)	管理変動相場制	
スロベニア	トラ (tolar)	管理変動相場制	非公式にユーロを参考通貨に使用
チェコ	コルナ (koruna)	自由変動相場制	2005年末までインフレターゲット 2~4%を設定
ポーランド	ズロチ (zloty)	自由変動相場制	2003年末までインフレターゲット 2~4%を設定

(出所) ECB

と規定されている。

表8に中東欧・地中海12カ国の金利水準が示されている。長期金利はここ数年に発行された本国通貨建国債のクーポンレートで表示されている。これをユーロ圏で発行された国債のイールドと比較してみよう。例えば2000年12月時点のユーロ圏の国債のイールドを見ると、期間2年—4.74%、期間3年—4.77%、期間5年—6.82%、期間10年—7.07%であり、またこれの2%アップの数値は、それぞれ期間2年—6.74%、期間3年—6.77%、期間5年—6.82%、期間10年—7.07%となる。これらの数値と12カ国の国債クーポンレートを期間対応で比較すると、12カ国の長期金利水準は、一般的にEU加盟国に比べてかなり高いことが分かる。ただしマーストリヒト条約が規定する2%の許容範囲を考慮すると、キプロス、チェコ、マルタ、ポーランドなどは、おおむね許容範囲に入るのに対して、エストニア、ラト

ビア、リトアニアのバルト3国やルーマニア、スロバキア、スロベニアなどは許容範囲を越えており、中でもルーマニアは50.7%と飛び抜けて高い水準になっている。これは同国の極端に高いインフレ率を反映するものである(表5)。

一方、短期金利について見ると、長期金利以上にユーロ圏との金利格差が大きい。表8と同時点である2001年6月の欧州中央銀行(ECB)の短期金利と比較すると、ECBのリファイナンスレートは当時4.5%であった。インフレ率が比較的低いラトビア、キプロス、チェコ、マルタなどの公定金利はほぼこれと同水準にあるが、ルーマニアやハンガリー、スロベニアなどのインフレ率の高い国々の公定金利は、ECBのリファイナンスレートを大幅に上回っている。このことは短期金利は長期金利以上にインフレ率を反映するという当然の結果である。EU新加盟国が通貨統合に参加すれば、ECBによる単一金融政策が

表7 12カ国の国債発行状況 (2000末現在)

	総債券残高 (億ユーロ)	国債残高 (億ユーロ)	国債ウエイト (%)	国債の発行通貨別シェア (%)	国債の対 GDP 比率 (%)
ブルガリア	63.1	63.0	100	自国通貨 8、ユーロ 1、ユーロ91	48.9
キプロス	34.5	31.7	92	自国通貨67、ユーロ23、ドル10	33.1
チェコ	285.8	127.0	45	自国通貨100	23.4
エストニア	1.2	0.3	21	自国通貨99.8、DEM0.2	0.4
ハンガリー	306.2	198.0	65	自国通貨85、ユーロ11、その他 4	40.3
ラトビア	6.6	6.2	95	自国通貨64、ユーロ36	8.6
リトアニア	16.4	15.6	95	自国通貨32、ユーロ54、ドル14	12.4
マルタ	24.3	21.8	89	自国通貨100	38.4
ポーランド	475.2	346.3	73	自国通貨83、ユーロ 2、ドル15	20.4
ルーマニア	36.9	32.8	89	自国通貨65、ユーロ 7、ドル、DEM28	8.0
スロバキア	76.6	48.3	63	自国通貨55、ユーロ23、ドル、DEM22	23.3
スロベニア	59.7	37.1	62	自国通貨35、ユーロ42、ドル、DEM23	19.2

(出所) ECB “Bond Markets and Long-term Interest Rates in European Union Accession Countries” (June 2002) より作成

表8 12カ国の金利水準

	長期金利			短期金利 (2001.6)	
	クーポンレート (%)	発行年月	期間	公定金利 (%)	種類
ブルガリア	BIR +3	1999.11	3年	4.00	Repo Rate
キプロス	6.5	2002.12	3年	4.00	Repo Rate
チェコ	6.4	2000.8	10年	4.00	Discount Rate
エストニア	9.3	1998.11	5年	NA	
ハンガリー	7.5	2000.8	11年	13.25	Repo Rate
ラトビア	9.125	2000.3	5年	3.5	Refinance Rate
リトアニア	10.5	2000.10	5年	8.56	Liquidity Loans
マルタ	5.9	2000.9	5年	4.75	Discount Rate
ポーランド	6.0	2000.11	10年	18.0	Discount Rate
ルーマニア	50.74	2000.3	2年	35.0	Discount Rate
スロバキア	7.95	2000.12	2年	8.8	Discount Rate
スロベニア	TOM +4.2	2000.12	3年	11.0	Discount Rate

(注) 1) BIR (Basic interest rate) LIBOR に似た変動金利で 2000.12 では 3.85 %

2) TOM 先立つ 12ヵ月間のインフレ率の平均。2000.12 では 9.86 %

3) 長期金利は自国通貨建債券のクーポンレート

(出所) ECB “Bond Markets and Long-term Interest Rates in European Union Accession Countries” (June 2002) より作成

実施され、一律の公定金利が適用される。したがって短期金利の取れんは通貨統合に参加するための前提条件であり、そのためにはインフレ率の取れんが不可欠である。表5と表8は、物価を安定させることが中東欧諸国にとり最も重要な課題の一つであることを改めて示している。

4. むすび

これまで経済水準、経済成長率、インフレ率、金利水準、財政健全度、通貨制度などの各項目から中東欧・地中海諸国の経済状況を分析してきた。ここで浮きぼりになったことは、ユーロ圏諸国に比べた経済の後進性である。表3に見られるように、人口、面積でユーロ圏の4割前後を占めながら、名目 GDP

はユーロ圏のわずか7%に過ぎないことが、これを端的に物語っている。購買力平価ベースで見た1人当たりのGDPでも、中東欧・地中海12カ国の平均はユーロ圏の39%に過ぎず、ユーロ圏で最も貧しいギリシャと肩を並べるのは、わずかキプロスとスロベニアの2カ国だけである。こうした経済の後進性は、分析が示しているように、かつて社会主義経済体制下であり、市場経済への移行の歴史が浅い中東欧諸国により顕著である。

国内での資本蓄積が十分でない中東欧・地中海諸国にとり、経済発展の鍵を握るのは外国資本の流入である。いかに海外からの投資を誘致するかが、今後の経済発展を左右する。そのためには、出来るだけ早期にユーロを導入し、為替リスクを解消ないし軽減することが必要である。通貨統合への早期参加は、この意味からも、中東欧・地中海諸国にとって重要な課題になるのである。

EU 新加盟国が通貨統合に参加するためには、先に述べたように、通貨統合参加基準を充足し、ユーロ圏との経済取れんを達成しなければならない。現状の経済状況から、中東欧・地中海諸国の通貨統合への参加はどのように展望されるであろうか。

まず従来から自由主義経済の下で市場経済体制を採ってきた地中海のキプロスとマルタは、1人当たりGDP、インフレ率、金利水準、財政健全度ともユーロ圏とのかい離が比較的小さく、ユーロ圏との経済取れんが最も進んでおり、EU加盟後比較的早期に通貨統合へ参加できる可能性が高いと思われる。表6にあるように、キプロスは既に自主的にERM IIを導入し、自国通貨ポンドをユーロに連動させている。

一方、中東欧諸国は全般的にユーロ圏との経済格差が大きく、また相互間の経済格差も大きいので、早期に通貨統合へ参加できる国は限られてくるであろう。中東欧諸国の中で比較的早期に通貨統合へ参加できる可能性が高いと思われるのは、ハンガリー、スロベニア、チェコであり、これに続くのがポーランドであろう。

ハンガリーは、既に社会主義体制下にあった68年から市場経済的要素を取り入れたハンガリー型の経

済改革を推し進め、現在では中東欧で最も市場経済化が進んだ国になっている。その結果、表4に見るように、順調な経済成長を続けている。2007年に通貨統合に参加することを目標に、既に自主的にERM IIを導入して自国通貨フォリントをユーロに連動させている。課題は高いインフレ率の是正であるが、表6に見るように、2003年末を期限に2.5%~4.5%のインフレターゲットを設定して物価の安定を図っており、インフレの抑制に成功すれば2007年の通貨統合参加は十分に可能であろう。

スロベニアは、表3の基礎データに示されているように、1人当たりGDPが対ユーロ圏の70%と中東欧では最も高く、ユーロ圏のギリシャと並ぶ経済水準にある。91年に旧ユーゴスラビアから独立して以来、政府は経済自由化政策を徹底して推し進めてきた。その結果、表4に見られるように、独立当初の91、92年はマイナス成長となったものの、93年以降は順調な経済成長を続けている。課題はハンガリーと同様、9%を越す高いインフレ率の抑制である。物価の安定に成功すればスロベニアも、早期の通貨統合参加が可能であろう。

チェコは、分離前のチェコスロバキア時代から社会主義国の優等生と言われ、中東欧では最も経済の進んだ国であった。93年にチェコとスロバキアに分離したが、工業部門のウエイトが高かったチェコの1人当たりGDPは、表3に見るように、中東欧ではスロベニアに次いで高く、ユーロ圏平均の60%に達している。95年には中東欧諸国で最も早くOECDに加盟し先進国の仲間入りを果たした。97~99年にかけて貿易赤字や金融危機などの国内経済不振やロシア危機の影響で、経済成長率はマイナスに落ち込んだが、2000年以降、成長率はプラスに転じている。インフレ率、金利水準も比較的落ち着いており、全般的に見てユーロ圏との経済取れんは中東欧では最も進んでいる国といえる。

ポーランドは、表3に見るように、人口、GDPとも中東欧全体の約4割を占める中東欧最大の国である。90年代初めから補助金の大幅削減、価格の自由化、為替・貿易の自由化、通貨切り下げ、民営化など抜本的な経済改革が実施されてきた。それに伴い

経済も92年以降プラス成長を続けている。ポーランドの問題点は、1人当たりGDPが対ユーロ圏の38%という依然低い経済水準と高いインフレ率である。表5に見るように、99年、01年を除きインフレ率は2桁台に昇っている。ポーランドにとりインフレの抑制が通貨統合参加への最大の課題であろう。ただ中東欧では最も大きい国内市場と豊かな労働力を持つポーランドへは、EU加盟に伴い、今後外国からの直接投資が一段と増加することが予想され、ポーランド経済は今後大きく発展する可能性を持っている。

上記4カ国を除くその他の中東欧諸国は、表3に見るように、いずれも1人当たりGDPがユーロ圏の5割以下でユーロ圏との経済格差が大きく、これら諸国がユーロ圏との経済収れんを果たし、通貨統合に参加できるまでには、かなりの時間がかかるものと思われる。

注

- 1) 中東欧諸国(Central and Eastern European Countries; CEECs)は、正確には次の3つのグループから構成される。
 - ①ビシェグラード(Visegrad) 5カ国
チェコ、ハンガリー、スロバキア、スロベニア、ポーランド
 - ②バルカン(Balkan) 2カ国
ブルガリア、ルーマニア
 - ③バルト(Baltic) 3カ国
エストニア、ラトビア、リトアニア
- 2) コペンハーゲン・クライテリアに関する「アジェンダ2000」の具体的基準については拙稿「EUの東方拡大」(名古屋商科大学論集 1999.7)を参照。
- 3) EUの将来像を検討するコンベンション(諮問会議)の議長であるジスカールデスタン元仏大統領は、トルコの加盟はEUの死を意味すると述べ、トルコのEU加盟に強く反対していると報じられている(朝日新聞、平成14年12月14日)。本文で述べたように、そもそも当時のECがトルコの加盟申請を受け入れたのはトルコの地政学上の重要性の基づく冷戦時代の政治的判断であった。宗教的背景を異にするトルコのEU加盟問題は、改めて「欧州とは何か」という欧州統合の根幹的問題を投げかけている。
- 4) EU(EC)の拡大をその性格から捉え、第1次拡大は「北への拡大」、第2次、第3次拡大は「南への拡大」、第4次拡大は「中立国への拡大」とも呼ばれる。(拙著「EU通貨統合」56ページ、前掲「EU東方拡大」)。

- 5) マーストリヒト条約が規定する通貨統合参加基準
 - (1) 物価の安定度
インフレ率がEU加盟国中、最も低い3カ国の平均値を1.5%以上上回っていないこと。
 - (2) 財政の健全度
 - ① 財政赤字がGDPの3%以下であること。
 - ② 政府債務残高がGDPの60%以下であること。
 - (3) 長期金利水準
判定直前1年間の長期金利がEU加盟国中、インフレ率の最も低い3カ国の平均値を2%以上上回っていないこと。
 - (4) 通貨の安定度
通貨が最低2年間、ERMの為替変動幅を維持し切り下げられていないこと。
- 6) PHARE (Assistance for Economic Restructuring in Poland and Hungary)
民主化と市場経済の定着を目的に中東欧諸国を対照とした援助プログラム。EUの他にOECD24カ国やIMF、世銀などが参加。当初はポーランドとハンガリーを対象としていたが、現在は12カ国に拡大されている。PHAREについては、田中敏郎「ECのソ連、中東・東欧政策」(日本EU学会年報 第11号、1991年)を参照。
- 7) ECB Monthly Bulletin (July 2002, 57ページ)
バラッサ-サミュエルソン効果(the Balassa-Samuelson effect)とは、貿易財部門の生産性の伸びが非貿易財部門より高い場合は、それが労働の移動を通して非貿易財部門の価格の上昇を引き起こし、インフレ率を高める効果のことである。バラッサ-サミュエルソン効果のメカニズムは以下の通りである。貿易財部門の生産性の上昇は、それを反映して貿易財部門の賃金の上昇を引き起こす。その結果、生産性が低く賃金の低い非貿易財部門から賃金の高い貿易財部門へ労働の移動が生じ、非貿易財部門の労働を逼迫させる。その結果、非貿易財部門で賃金は上昇するが、生産性の上昇に基づかない賃金の上昇は、非貿易財部門のコストと価格の上昇を引き起こし、全体のインフレ率を高めるのである。一般に発展途上国では貿易財部門の生産性は非貿易財部門の生産性より高いのが通常であり、したがって同じ構造を持つ中東欧諸国でもバラッサ-サミュエルソン効果が指摘されている。
- 8) ERM (Exchange Rate Mechanism; 為替相場メカニズム)は、EMS (European Monetary System; 欧州通貨制度)で、参加国相互間の為替変動幅を一定の範囲に制限する固定相場制の仕組みであった。これに対してERM IIは、通貨統合の開始に伴い、EU加盟国で通貨統合不参加国の通貨を対象に新しく創設された制度で、通貨統合不参加国の通貨をユーロに対して一定の変動幅以内(例えば通貨統合参加前のギリシャは上下15%、現在のデンマークは上下2.25%)に制限する仕組みである。通貨統合に参加するためには、

最低2年間ERM IIに参加し、自国通貨の対ユーロ相場を一定変動幅に維持することが条件とされている。

- 9) 欧州中央銀行 (ECB) は、クローリングベッグ制、自由変動相場制、ユーロ以外の通貨に対する固定相場制は、いずれもERM IIとは両立出来ないとしている。またカレンシーボードについては、一般的にはERM IIに代替できないが、ユーロを基準通貨とするカレンシーボードについては、自主的にカレンシーボードを採用しながらERM IIに参加することは可能との見解を示している (ECB Monthly Bulletin July 2002 59～60ページ)。
- 10) EU加盟国の債券市場規模(2000年12月末残高、億ユーロ)
- | | | | |
|----------|--------|---------|--------|
| ①ドイツ | 22,784 | ②イギリス | 15,100 |
| ③イタリア | 14,656 | ④フランス | 14,076 |
| ⑤オランダ | 6,851 | ⑥スペイン | 4,005 |
| ⑦ベルギー | 3,549 | ⑧スウェーデン | 2,724 |
| ⑨デンマーク | 2,616 | ⑩オーストリア | 2,276 |
| ⑪フィンランド | 945 | ⑫ポルトガル | 912 |
| ⑬ルクセンブルグ | 673 | ⑭ポーランド | 475 |
| ⑮ハンガリー | 306 | ⑯チェコ | 286 |
| ⑰アイルランド | 218 | ⑱ギリシャ | 159 |
- 11) ハンガリーのメッジェシ首相は、早ければ2007年に通貨

統合へ参加する意思を述べている (日本経済新聞 平成14年5月17日)。

参考文献

- 小川和男「東欧再生への模索」岩波書店 (1995)
- 羽場久混子「拡大するヨーロッパ」岩波書店 (1998)
- 本間勝、青山繁「東欧・ロシアの金融市場」東洋経済新報社 (1998)
- 桜井錠治郎「EU通貨統合 (最新版)」社会評論社 (1998)
- 桜井錠治郎「EUの東方拡大」名古屋商科大学論集 第44巻 1号 (1999)
- 宮島喬、羽場久混子「ユーロッパ統合の行方」人文書院 (1999)
- 田中素香、長部重康、久保広正、岩田健治「現代ヨーロッパ経済」有斐閣 (2001)
- 田中素香編著「単一市場・単一通貨とEU経済改革」文真堂 (2002)
- The European Commission “Agenda 2000” (1997.7)
- ECB “Bond markets and long-term interest rates in European Union accession countries” ECB publications (2002.6)
- ECB “The Eurosystems dialogue with EU accession countries” ECB Monthly Bulletin (2002.7)